

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第46号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項前段中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表(7)の項中「3」を「8」に改める。

第2条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

附則に次の2項を加える。

(再任の場合の号給の決定の特例)

3 令和6年4月1日に採用する会計年度任用職員のうち、第3条の規定の適用を受ける者に対する同条第2項の規定の適用については、同項中「1号給上位」とあるのは「3号給下位」と、「と同一」とあるのは「の4号給下位の号給」とする。

4 令和6年4月1日に採用する会計年度任用職員のうち、第4条の規定の適用を受ける者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「と同一」とあるのは「の4号給下位の号給」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

「

49
72
67

「

45
68
63

別表中	5 6	を	5 2	に改める。
	4 6		4 2	
	3 2		2 8	
	8		4	
	」		」	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)